

2021年4月1日

お客様各位

輸出車輦内へのオートパーツ積載規定に関する重要なお知らせ

オートパーツの輸送車輦内への積載は、POV: Private Owned Vehicles (セダン、SUV、ミニバン、ピックアップトラック等の乗用車)に限り、以下の事項を**全て満たす場合のみ**、受付をさせて頂いておりますので、ご了承の程宜しくお願い申し上げます。また、条件が一つでも満たされない場合は、誠に申し訳ございませんが、積載をお断りさせていただきますので、輸送車輦に付随するオートパーツ類の積載をご検討のお客様におかれましては、以下の事項に関し十分にご留意頂き、ご準備頂きますようお願い申し上げます。

1. パーツ積載場所は、トランク(ピックアップトラックにおいてはその荷台スペースを含む)或いは後部座席とする。その際、パーツはラッシングベルト等の資材により確実に固縛され、海上輸送中の船体動揺による移動や荷崩れを起こさない対策が取られていること。また固縛に使用されるラッシングベルト等の資材は安全許容荷重を考慮した、パーツ荷重に見合った耐久性を有するものとする。尚、助手席等の前方座席部への積載や、後部座席であっても車輦運転中の後方視界を著しく遮る積載場所は厳禁とする。
2. エンジン、トランスミッション、日用品、個人所有物、消火器、あらゆる液体物、並びに国際海上危険物規則(IMDG Code)に定められる危険物該当品は一切の積載を禁止する。
3. パーツ(ホイール単体・リム・バンパー・ガラス等)は箱に梱包すること。その際、異なる複数のパーツを、纏めて1つの箱に梱包することは禁止する。但しタイヤ(以下、ホイールを取り付けたタイヤも含む)だけは、例外的に箱に入れずそのままの積載を認める。
4. 車輦1台に積載できるパーツは、その大きさに関わらず最大6箱とする。
5. パーツの箱、タイヤ1個あたりのサイズ(長さ、幅、高さの3辺合計)は、最大で135インチ(3.43メートル)、重量は最大で70ポンド(32キログラム)以下であること。
6. 米国税関規則に従い、積載を予定する全てのパーツは事前に申告され、マニフェスト上に記載が為されていること。また、当該パーツのPacking Listの写しをダッシュボード上、若しくはグローブボックス内に保管すること。(一つでも書類に不備がある場合は、貨物自体の積載が不可になる可能性あり)
7. ターミナルにて車輦引き受けの瞬間からの、以下リスクに関しご了承頂けること。
 - 1) パーツに関しては海上運賃の適用外であるが、パーツの紛失、盗難及びダメージ等、如何なる損失が発生した場合でも、弊社は一切の責任を負わない。
 - 2) 米国税関(CBP)が実施する船積み前検査により、既にターミナルに搬入された車両を差し押さえすることがある。
 - 3) 上記の各条件が満たされていないと弊社が判断した場合、車輦の船積みを延期、或いは輸送自体を引き受けできない可能性があること。

尚、本規定は弊社が米国税関の改善・変更指示を受けた場合、または荷役・輸送の安全上の理由により、改訂することがあること、予めご了承頂きますようお願い申し上げます。